

2023年 3月 6日
東北電力株式会社

女川原子力発電所第2号機の設計及び工事の計画における
記載の適正化について

女川2号機の設計及び工事の計画（2021年12月23日認可）本文について、記載の適正化が必要な箇所が確認されたことから下記の対応を行う。

記

1. 記載の適正化の内容

JIS表記や注記等の適正化（別紙－1参照）

2. 記載の適正化の方法

記載の適正化については、原子炉等規制法第43条の3の9第6項及び電気事業法第47条第5項に基づき行う。記載の適正化の内容は実用炉規則第8条2項及び原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）第10条第2項に該当することから軽微変更届出にて対応を行う。

3. 記載の適正化に至った経緯

2022年5月に、詳細設計にあたり図面等を確認していたところ、設計及び工事の計画（2021年12月23日認可）本文に記載の適正化が必要な箇所を確認した。そのため不適合の処理として状態報告（CR）を発行し、原因調査、是正処置の検討を行った。是正処置として水平展開を実施し、記載の適正化が必要な箇所の抽出を完了したことから、軽微変更届出を行うものである。

以上

別紙－1 記載の適正化の内容

記載の適正化の内容

No.	図書名称	頁	適正化内容	軽微変更届出とした理由 (変更の工事に該当しない理由)	関連する添付書類	技術基準適合性への影響	根拠資料	電事法による 手続きの有無
1	II_1.9 原子炉本体に係る工事の方法	1-9-8	表2-6 構造、強度又は漏えいに係る検査(燃料体) 引用先に関する記載の適正化 (変更前)三 漏えい検査(この表の(2)六に掲げる検査が行われる場合を除く。) (変更後)三 漏えい検査(この表の(2)五に掲げる検査が行われる場合を除く。)	同表内の検査項目(2)五との関係性を記載すべきところ、(2)六と記載していたもの。注記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	-	引用先に関する注記の変更のみであり、基準適合性への影響はない。	(当該頁)	無
2	II_2.4.1 燃料プール冷却浄化系	2-4-1-6	主配管(燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器バイパス配管分岐点～燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器) 材料のJIS表記の適正化 (変更前)STPT38、STPT370 (変更後)STPT370	使用前検査記録にてSTPT370のみを使用していることを確認したことから、STPT38の記載を削除するもの。JIS表記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	-	JIS表記の変更のみであり材料特性に変更はないことから、基準適合性への影響はない。	2-1使用前検査記録	無
3	II_3.4.4 復水浄化系	3-4-4-1	主配管 (復水給水系～復水ろ過装置復水ろ過器、 復水ろ過装置復水ろ過器～復水給水系、 復水給水系～復水脱塩装置復水脱塩塔、 復水脱塩装置復水脱塩塔～復水給水系) 材料のJIS表記の適正化、関連する注記の追加 (変更前)STPT38 (変更後)STPT370 ⁴ *4:記載の適正化を行う。既工事計画書には「STPT38」と記載。	使用前検査記録にてSTPT370のみを使用していることを確認したことから、STPT38の記載を削除し、STPT370に記載を見直すもの。JIS表記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	-	JIS表記の変更のみであり、材料特性に変更はないことから、基準適合性への影響はない。	3-1使用前検査記録	無
4	II_3.5.1 残留熱除去系	3-5-1-6	注記*3の適正化 (変更前)サブプレッションプール冷却水モード (変更後)サブプレッションプール水冷却モード	基本設計方針に記載された運転モード名と相違があることから修正するもの。名称の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	-	名称の変更のみであり、基準適合性への影響はない。	4-1基本設計方針	無

No.	図書名称	頁	適正化内容	軽微変更届出とした理由 (変更の工事に該当しない理由)	関連する添付書類	技術基準適合性への影響	根拠資料	電事法による 手続きの有無
5	II 3.5.1 残留熱 除去系	3-5-1-27	<p>主配管(ドライウェルスプレイ注入配管A系分岐点 ～原子炉格納容器代替スプレイ冷却系A系注入配 管合流点)</p> <p>記載の適正化 変更前の「ー」および変更後に記載のエルボの削 除</p>	<p>管の応力計算書と相違があることから修正するもの であり、変更の工事に該当しない。</p>	<p>VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 (VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性 等)</p> <p>VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (VI-1-1-4-3-3-1-6 設定根拠に関する説明書(残留熱除去系 主配管(常設)))</p> <p>VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 (VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 等)</p> <p>VI-1-4-2 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書</p>	<p>基準適合性(設置許可基準との適合性を含む)を説明 している添付書類において、当該設計情報を記載して いないため影響はない。</p>	<p>5-1-1管の応力計算書 5-1-2補足-600-40-9 配管耐震・応 力計算書における計算モデルについ て</p>	有
			<p>VI-2 耐震性に関する説明書 (VI-2-5-4-1-4 管の耐震性についての計算書(残留熱除去系))</p> <p>VI-3 強度に関する説明書 (VI-3-3-3-3-1-5-2 管の応力計算書(残留熱除去系))</p> <p>VI-3 強度に関する説明書 (VI-3-3-3-3-1-5-1 管の基本板厚計算書(残留熱除去系))</p> <p>VI-6 図面 (4.3.1 残留熱除去系)</p>	<p>応力計算書において、要目表の記載を適正化する箇 所は改造を実施しないため申請範囲外としており、解 析評価モデル上も建設時のままとなっている。 また、耐震評価書においても補足説明資料(補足- 600-40-9)により、応力計算書と耐震評価書の解析評 価モデルが同一であることを明示しており、耐震評価 書においても応力計算書と同じく改造を実施しないも のとして評価している。 以上より、基準適合性を説明しているこれら添付書類 において、当該箇所は現状のまま改造を実施しない 正しい設計情報にて評価しており、記載の修正は不要 であるため影響はない。</p> <p>基準適合性を説明している左記の添付書類におい て、当該部(曲げ管)は管を曲げたものであり、管と同 じ評価となる。このため、他の同仕様の管の評価より 基準適合性は確認できていることから、影響はない。 なお、系統図にはエルボの記載があることから適正化 しているが、基準適合性への影響はない。</p> <p>当該エルボの削除に伴い、主配管配置図からのエル ボ記載の削除およびこれに伴う部品番号の修正を 行っているが、基準適合性への影響はない。</p>				
	II 3.5.1 残留熱 除去系	3-5-1-28	<p>使用材料の適正化(注記*9の削除) (変更前)STS410 * 9 * 9: 記載の適正化を行う。既工事計画書には 「STS42」と記載。 (変更後)STS410</p>	<p>既工事計画書にてSTS410へ改造済みであり、注記 『* 9 記載の適正化を行う。既工事計画書には 「STS42」と記載』の記載は不要であることから修正 するもの。注記の変更のみであり、変更の工事に該 当しない。</p>	—	<p>注記の変更のみであり、基準適合性への影響はな い。</p>	5-2-1既工事計画書	有
6	II 3.6.5 低圧代 替注水系	3-6-5-7	<p>主配管(低圧代替注水系吸込配管分岐点～P13- F072)</p> <p>新設範囲の適正化(注記*7の削除) (変更前)216.3^{*7,*8} *7: 本設備は既存の設備である。 (変更後)216.3^{*8}</p>	<p>当該エルボは既存の設備ではなく、新設するもので あり、注記「* 7 本設備は既存の設備である」の記 載は不要であることから修正するもの。注記の変更 のみであり、変更の工事に該当しない。</p>	—	<p>注記の変更のみであり、基準適合性への影響はな い。</p>	6-1工認系統図	無

No.	図書名称	頁	適正化内容	軽微変更届出とした理由 (変更の工事に該当しない理由)	関連する添付書類	技術基準適合性への影響	根拠資料	電事法による 手続きの有無
7	II 3.7.2 補給水系	3-7-2-4	容器(復水貯蔵タンク) 兼用設備に関する注記の適正化 (変更前)*1:原子炉隔離時冷却系、低圧代替注水系)及び～ (変更後)*1:原子炉隔離時冷却系、低圧代替注水系、代替水源移送系)及び～	基本設計方針の非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の代替水源移送系として、復水貯蔵タンクが兼用設備リストに登録されていることから追記するもの。注記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	兼用先に関する表記の変更のみであり、基準適合性への影響はない。	7-1基本設計方針	無
8	II 3.7.2 補給水系	3-7-2-7 3-7-2-8	主配管(復水貯蔵タンク～E22-F014) 厚さに関する注記の適正化 注記*18の内容を注記*4に記載 注記*18削除に伴う注記*19の繰り上げ(*19⇒*18)	平成4年4月3日付け4資庁第1992号にて認可された工事計画の添付書類「IV-2-1-2-2-1 管の基本板厚計算書」には公称値のみ記載されており、当該の数値は設計図書より転記したものであることから、注記を修正するもの。注記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。 注記*18を*4に記載し、*18を削除したことに伴い注記番号を修正するもの。注記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	注記の変更のみであり、基準適合性への影響はない。	8-1既工事計画書 基本板厚計算書	無
9	II 3.9.1 原子炉冷却材浄化系	3-9-1-4	主配管 (原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器～原子炉冷却材浄化系再生熱交換器) 材料のJIS表記の適正化、関連する記載の適正化 (変更前)STS42 (変更後)STS42 STS410 *5	使用前検査記録にてSTS410を使用していることを確認したことから、記載を見直すもの。JIS表記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	JIS表記の変更のみであり材料特性に変更はないことから、基準適合性への影響はない。	9-1使用前検査記録	有
		3-9-1-5	主配管 (原子炉隔離時冷却系注入配管合流点～原子炉冷却材浄化系B系注入配管合流点) 材料のJIS表記の適正化、関連する記載の適正化 (変更前)STS42 (変更後)STS410 *5 また、材料のJIS表記の適正化に伴い重複記載となる箇所を削除する。	使用前検査記録にてSTS410を使用していることを確認したことから、記載を見直すもの。また、修正に伴い、重複記載となる箇所を削除するもの。JIS表記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	JIS表記の変更のみであり材料特性に変更はないことから、基準適合性への影響はない。	9-2使用前検査記録	
10	II 4.3 制御材駆動装置	4-3-2-1-3	容器(常設)(スクラム排出容器) 材料のJIS表記の適正化、関連する注記の追加 (変更前)STS42 (変更後)STS410 *6	使用前検査記録にてSTS410を使用していることを確認したことから、STS42の記載を削除し、STS410に記載を見直すもの。JIS表記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	JIS表記の変更のみであり材料特性に変更はないことから、基準適合性への影響はない。	10-1使用前検査記録	無
11	II 5.2.1 気体廃棄物処理系	5-2-1-2	主配管(N33-F152A,B～排ガス循環水タンク出口配管合流点) 厚さの注記の適正化 (変更前)8.5 *8 (変更後)8.5 *7	注記箇所は主配管における厚さの設計確認値に対するものであり、*8ではなく*7の記載内容が適切であることを、平成3年1月24日付け2資庁第10151号にて認可された工事計画の添付書類「IV-3-1-2-10 管の強度計算書」にて確認したことから反映するもの。注記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	注記の変更のみであり、基準適合性への影響はない。	11-1既工事計画書 管の強度計算書	無
12	II 5.2.2.4 サプレッションプール水貯蔵系	5-2-2-4-6	JIS表記の適正化(注記*6の追記) (変更前)STPT370 (変更後)STPT370*6 *6:記載の適正化を行う。既工事計画書には「STPT38」と記載。	既工事計画書にはSTPT38の記載があり、使用前検査記録にてSTPT38およびSTPT370を使用していることを確認したことから、注記を見直すもの。JIS表記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	JIS表記の変更のみであり材料特性に変更はないことから、基準適合性への影響はない。	12-1使用前検査記録	有
13	II 6.2.4 緊急時対策所加圧空気供給系	6-2-4-4	主配管(緊急対策室～資機材保管エリア) 注記の適正化 (変更前)緊急対策室～資機材保管エリア (変更後)緊急対策室～資機材保管エリア*7 *7:緊急時対策所換気空調系と兼用。	緊急時対策所換気空調系の要目表にて、緊急時対策所加圧空気供給系と兼用する設計とされていることを確認したことから、注記を見直すもの。注記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	注記の変更のみであり、基準適合性への影響はない。	13-1要目表	無

No.	図書名称	頁	適正化内容	軽微変更届出とした理由 (変更の工事に該当しない理由)	関連する添付書類	技術基準適合性への影響	根拠資料	電事法による 手続きの有無
14	II 6.3 生体遮蔽装置	6-3-4	公称値の適正化 (変更前) <input type="text"/> (変更後) <input type="text"/>	設工認水密厚(浸水防止設備)の耐震性についての計算書ならびに水密厚の強度計算書、設工認申請前の設計図書にて、主要寸法の最小厚さを確認したこと、当該記載を見直すものであり、変更の工事に該当しない。	VI-2 耐震性に関する説明書 (VI-2-10-2-7-1 水密厚(浸水防止設備)の耐震性についての計算書) VI-3 強度に関する説明書 (VI-3-別添3-2-6 水密厚の強度計算書) VI-6 図面 (7.3 生体遮蔽装置) VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 (VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性 等) VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 VI-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書 VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 VI-1-10-7 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 放射線管理施設 VI-2 耐震性に関する説明書 (VI-2-8-4-3 中央制御室しゃへい壁の耐震性についての計算書 等) VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 (VI-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象施設への影響評価 等) VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書 (VI-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針 等) VI-1-10-13 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 浸水防護施設 VI-6 図面 (9.4.2 内郭浸水防護設備)	基準適合性を説明している添付書類において、従来から正しい設計情報を元に正しい記載をしているので影響はない。 構造図に公称値の適正化に関する数値の記載があることから適正化しているが、基準適合性への影響はない。 基準適合性(設置許可基準との適合性を含む)を説明している添付書類において、当該設計情報を記載していないため影響はない。	14-1 設計図書 14-2 構造図 14-3 耐震計算書 14-4 強度計算書	有
15,16,17	II 7.2 原子炉建屋	7-2-2	兼用設備に関する注記の記載の適正化 (変更前) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備～ (変更後) 圧力低減設備～	工認作成要領に基づかない、不要な記載であることを確認したことから、当該記載を削除するもの。注記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	兼用先に関する注記の変更のみであり、基準適合性への影響はない。	15-1 工認作成要領	無
18	II 7.3 圧力低減設備その他の安全設備	7-3-(7)-a-1	設備名称の適正化 (変更前) (7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環系 (変更後) (7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備	基本設計方針記載の名称と相違していることを確認したこと、当該記載を見直すもの。名称の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	名称の変更のみであり、基準適合性への影響はない。	18-1 基本設計方針	無
19	II 7.3 圧力低減設備その他の安全設備	7-3-(7)-d-3	兼用設備に関する注記の記載の適正化 (変更前) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備 (変更後) 圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備	兼用先である放射性物質拡散抑制系要目表の名称と相違していることを確認したこと、当該記載を見直すもの。注記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	兼用先に関する注記の変更のみであり、基準適合性への影響はない。	19-1 基本設計方針	無
20	II 7.3 圧力低減設備その他の安全設備	7-3-(8)-a-16	主配管(原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウエル出口配管分岐点) 注記の適正化 注記*5および*14を削除し、材料欄に*20を記載。	注記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	注記の変更のみであり、基準適合性への影響はない。	20-1 既工事計画書	有
21	II 8.1.2.1 非常用ディーゼル発電設備	8-1-2-1-12	主配管(常設)(燃料移送ポンプ～燃料デイトンク) 材料のJIS表記の適正化 (変更前) STPT38 (変更後) STPT38、STPT370	ミルシートにて一部の配管にSTPT370を使用していることを確認したこと、STPT370を追記するもの。JIS表記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	JIS表記の変更のみであり材料特性に変更はないことから、基準適合性への影響はない。	21-1 配管図 21-2 ミルシート	無

No.	図書名称	頁	適正化内容	軽微変更届出とした理由 (変更の工事に該当しない理由)	関連する添付書類	技術基準適合性への影響	根拠資料	電事法による 手続きの有無
22	II 8.1.2.2 高压 炉心スプレイ系 ディーゼル発電 設備	8-1-2-2-11	主配管(常設)(燃料移送ポンプ～燃料デイトンク) 材料のJIS表記の適正化 (変更前)STPT38 (変更後)STPT38, STPT370	ミルシートにて一部の配管にSTPT370を使用していることを確認したことから、STPT370を追記するもの、JIS表記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	JIS表記の変更のみであり材料特性に変更はないことから、基準適合性への影響はない。	22-1配管図 22-2ミルシート	無
23	II 8.1.2.4 可搬 型代替交流電 源設備	8-1-2-4-1	電源車(内燃機関) 個数の注記の適正化 (変更前)*2 (変更後)*3	注記箇所は個数に関するものであり、*2ではなく*3の記載内容が適切であることを、電源車(内燃機関)設定根拠に関する説明書にて確認したことから反映するもの。注記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	注記の変更のみであり、基準適合性への影響はない。	23-1電源車(内燃機関)設定根拠に関する説明書	無
24	II 8.1.2.4 可搬 型代替交流電 源設備	8-1-2-4-4	電源車(燃料タンク) 最高使用圧力、最高使用温度及び容量の注記の 適正化 (変更前)最高使用圧力*4、最高使用温度*4、2 00以上(250*5) (変更後)最高使用圧力*5、最高使用温度*5、2 00以上(250*3)	注記箇所は公称値に関するものであり、*5ではなく*3の記載内容が適切であることを、工認作成要領にて確認したことから反映するもの。注記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。 最高使用圧力及び最高使用温度は重大事故時の使用時の値を示しており、*4ではなく*5の記載内容が適切であることを、工認作成要領にて確認したことから反映するもの。注記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	—	注記の変更のみであり、基準適合性への影響はない。	24-1工認作成要領	無

No.	図書名称	頁	適正化内容	軽微変更届出とした理由 (変更の工事に該当しない理由)	関連する添付書類	技術基準適合性への影響	根拠資料	電事法による 手続きの有無
25	II 8.1.2.4 可搬型代替交流電源設備	8-1-2-4-13	電源車(発電機) 保管場所の記載の適正化(第1保管エリアの削除) (変更前) ・第1保管エリア O.P.約62m ・第2保管エリア O.P.約62m ・第3保管エリア O.P.約14.8m ・第4保管エリア O.P.約62m (変更後) ・第2保管エリア O.P.約62m ・第3保管エリア O.P.約14.8m ・第4保管エリア O.P.約62m	可搬型重大事故等対処設備のうち車両型設備の耐震計算書に記載の保管場所と相違していることを確認したことから、当該記載を見直すものであり、変更の工事に該当しない。	VI-1-1-1. 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 (VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性 等) VI-1-1-4. 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (VI-1-1-4-8-1-1-4-4. 設定根拠に関する説明書(電源車(発電機)) VI-1-1-6. 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 (VI-1-1-6-別添2. 可搬型重大事故等対処設備の設計方針) VI-1-1-9. 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書 VI-1-9-1. 非常用電源設備の説明書 (VI-1-9-1-1. 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書) VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 (VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書) VI-2. 耐震性に関する計算書 (VI-2-別添3-1. 可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針) VI-6 図面 (第9-1-4-1-1図~第9-1-4-1-8図. 可搬型代替交流電源設備燃料移送系統図 等) VI-1-1-6. 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 (VI-1-1-6-別添1. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所およびアクセスルート) VI-2. 耐震性に関する計算書 (VI-2-別添3-3. 可搬型重大事故等対処設備のうち車両型設備の耐震計算書) VI-6 図面 (第9-1-4-3-5図. 可搬型代替交流電源設備. 機器の配置を明示した図面(その5))	基準適合性を説明している添付書類において、正しい保管場所を記載しており、保管場所の記載変更による影響はない。	25-1可搬型重大事故等対処設備のうち車両型設備の耐震計算書	無
26	II 8.1.2.5 可搬型代替直流電源設備	8-1-2-5-8	ロ 容器(可搬型) タンクローリ 兼用設備に関する注記の記載の適正化 (変更前) 本設備は、補機駆動用燃料設備のうち燃料設備であり、非常用電源設備の非常用発電装置(可搬型代替交流電源設備)として本工事計画で兼用する。 (変更後) 本設備は、補機駆動用燃料設備のうち燃料設備であり、非常用電源設備の非常用発電装置(可搬型代替直流電源設備)として本工事計画で兼用する。	兼用先である可搬型代替直流電源設備要目表の名称と相違していることを確認したことから、当該の記載を見直すもの。注記の変更のみであり、変更の工事に該当しない。	-	兼用先に関する注記の変更のみであり、基準適合性への影響はない。	26-1タンクローリ要目表 26-2可搬型代替直流電源設備要目表	無

No.	図書名称	頁	適正化内容	軽微変更届出とした理由 (変更の工事に該当しない理由)	関連する添付書類	技術基準適合性への影響	根拠資料	電事法による 手続きの有無
27	II 8.1.2.6 緊急 時対策所ディー ゼル発電設備	8-1-2-6-8	電源車(緊急時対策所用)(発電機) 保管場所の記載の適正化(第1～第3保管エリアの 削除) (変更前) ・第1保管エリア O.P.約62m ・第2保管エリア O.P.約62m ・第3保管エリア O.P.約14.8m ・第4保管エリア O.P.約62m ・緊急時対策建屋北側 (変更後) ・第4保管エリア O.P.約62m ・緊急時対策建屋北側	可搬型重大事故等対処設備のうち車両型設備の 耐震計算書に記載の保管場所と相違していること を確認したことから、当該記載を見直すものであり、 変更の工事に該当しない。	VI-1-1-1.発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 (VI-1-1-1-1.発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性 等) VI-1-1-4.設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (VI-1-1-4-8-1-1-5-7.設定根拠に関する説明書(電源車(緊急時対策所用)(発電機))) VI-1-1-6.安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 説明書 (VI-1-1-6-別添2.可搬型重大事故等対処設備の設計方針) VI-1-1-9.発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護 に関する説明書 VI-1-9.非常用電源設備の説明書 (VI-1-9-1-1.非常用発電装置の出力の決定に関する説明書) VI-1-10.設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 (VI-1-10-1.設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書) VI-2.耐震性に関する計算書 (VI-2-別添3-1.可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針) VI-6.図面 (第9-1-6-1-1図～第9-1-6-1-2図.緊急時対策所ディーゼル発電設備燃料移送系系統図 等) VI-1-1-6.安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 説明書 (VI-1-1-6-別添1.可搬型重大事故等対処設備の保管場所およびアクセスルート) VI-2.耐震性に関する計算書 (VI-2-別添3-3.可搬型重大事故等対処設備のうち車両型設備の耐震計算書) VI-6.図面 (第9-1-6-3-2図.緊急時対策所ディーゼル発電設備.機器の配置を明示した図面(その2))	基準適合性(設置許可基準との適合性を含む)を説 明している添付書類において、保管場所に関する 記載はないことから、保管場所の記載変更による影 響はない。 基準適合性を説明しているこれら添付書類におい て、正しい保管場所を記載しており、保管場所の記 載変更による影響はない。 なお、第9-1-6-3-2図.緊急時対策所ディーゼル発 電設備.機器の配置を明示した図面(その2)におい て、第4保管エリアの記載がないため図面の適正化 しているが、当該設計情報を記載していないため、 基準適合性への影響はない。	27-1可搬型重大事故等対処設備のう ち車両型設備の耐震計算書	無
28	II 8.4.3 火災防 護設備の基本 設計方針.適用 基準及び適用規 格	8-4-3-39	表1 火災防護設備の主要設備リスト(8/69) 系統名称の適正化 (変更前)DC RCIC MCC消火系 (変更後)DC RCIC MCC全消火系	DC RCIC MCC室消火系の要目表の名称と相違し ていることを確認したことから、当該記載を見直すも の。名称の変更のみであり、変更の工事に該当しな い。	-	名称の変更のみであり、基準適合性への影響はな い。	28-1要目表	無
29	II 8.5.1 外郭浸 水防護設備	8-5-1-24	高さの記載の適正化 (変更前)164 (変更後)162	設計添付書類および設計図書に記載の主要寸 法の高さと相違していることを確認したことから、当 該記載を見直すものであり、変更の工事に該当しな い。	VI-2.耐震性に関する説明書 (VI-2-10-2-8-5.浸水防止蓋(第3号機海水熱交換器建屋)の耐震性についての計算書) VI-3.強度に関する説明書 (VI-3-別添3-2-7-3.浸水防止蓋(第3号機海水熱交換器建屋)の強度計算書) VI-1-1-1.発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 (VI-1-1-1-1.発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性 等) VI-1-1-2.発電用原子炉施設の原因現象等による損傷の防止に関する説明書 (VI-1-1-2-2-4.入力津波による津波防護対象施設への影響評価 等) VI-1-1-6.安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 説明書 VI-1-10-1.設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 VI-1-10-13.本設工認に係る設計の実績.工事及び検査の計画 浸水防護施設 VI-6.図面 (9.4.1.外郭浸水防護設備)	基準適合性を説明している添付書類において、従 来から正しい設計情報を元に正しい記載をしてい るので影響はない。 基準適合性を説明している添付書類において、当 該設計情報を記載していないため影響はない。 構造図に高さの記載の適正化に関する数値の記載 があることから適正化しているが、従来から正しい 設計情報を元に評価していることから、基準適合性 への影響はない。	29-1強度計算書 29-2設計図書	無
30	II 8.5.2 内郭浸 水防護設備	8-5-2-15 8-5-2-16 8-5-2-17	浸水防止水密扉材料の記載の適正化 (変更前)SS400 (変更後)SS41, SS400	設計図書にてSS41を使用していることを確認したこ とから、当該記載を見直すもの。JIS表記の変更の みであり、変更の工事に該当しない。	-	JIS表記の変更のみであり材料特性に変更はない ことから、基準適合性への影響はない。	30-1設計図書 30-2日本産業規格の比較	無